

お知らせ



兵庫県



芦屋市

南芦屋浜 潮芦屋ビーチの利用ルールについて ～スポーツに関するイベント等の手続き～

潮芦屋ビーチにおいて、スポーツに関するイベント等で利用される場合は、事前に兵庫県港湾施設管理条例に基づく許可申請をお願いします。

潮芦屋ビーチは、芦屋の原風景である「白砂青松の浜」を復元し、直接海に触れることができるゾーンとして住民が利用したり、他からの来訪者と交流することで、まち全体ににぎわいを与えることができることを目的に整備された海浜（港湾施設）である一方で、住宅地に近接しているという特殊な立地条件が存在します。

そこで潮芦屋ビーチでスポーツに関するイベント等で利用される場合は、**周辺の住環境に影響を及ぼさないよう配慮したうえで**、住民の交流・憩いの場として適切に利用されるよう、利用にあたって注意事項や利用手続きを県、市、地元自治会が協議によって決めた「地域にも利用者にも望ましいと考えられる独自のルール」を定めています。利用者の皆様には、注意事項や利用手続きを遵守していただき、快適に潮芦屋ビーチをご利用いただきますようよろしくお願いします。

手続きの流れと留意事項

利用概要（日時、人数、内容等）がわかるものをご準備いただき、まず芦屋市総合公園管理事務所(0797-25-2023)へご相談ください。

○手続き : 利用希望日の3か月前までに申請書を管理事務所に提出

○面積 : 最大13,000㎡ ※部分使用の場合

○使用料 : 30円/㎡/日 ※一部減免規定あり

○年間許可対象

: 年5～6回（既許可団体）＋α（新規許可団体（年1回まで））※翌年度以降も同数以下



<お問合せ先>

兵庫県 尼崎港管理事務所
06-6412-1362
芦屋市 道路・公園課
0797-38-2065